



市役所の開庁時間を短縮

デジタルを活用し、市役所に「行かない」手続きも進めます

職員の働き方改革の一環として、令和7年9月1日（月）より市役所の開庁時間（窓口・電話）を短縮します。併せてデジタル技術を活用し、市役所に「行かない」手続きも進めます。

■ 目的

就業時間と開庁時間が同じであるため、開庁前の準備や後片付け等に職員の恒常的な時間外勤務が生じている状況を改善し、職員の働き方改革を進めるため、開庁時間（電話・窓口）を短縮します。

なお、開庁時間を短縮すると同時に、業務の見直しやデジタル化の取り組みを加速し、市民サービスの向上を図ります。

■ 開庁時間（窓口・電話）の変更

【変更前】8時30分～17時15分 ➡ 【変更後】9時00分～16時30分

■ 対象施設

市役所本庁舎、健康課、こども家庭センター、市民活動推進センター

市民サービスコーナー（北コミュニティセンター・南コミュニティセンター・図書会館・鹿ノ台ふれあいホール）

■ 市民課窓口の状況

◇コンビニ交付率

5年間で16.3%（19,885件）増加

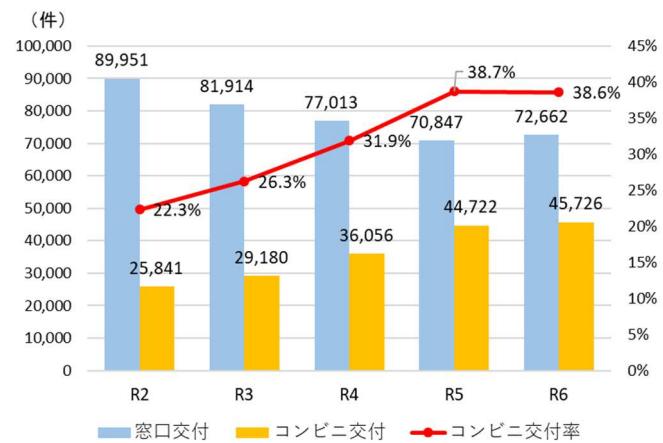
R2:22.3%（25,841件）→R6:38.6%（45,726件）

※市民課が発行しているすべての証明書うち、

コンビニで発行された率

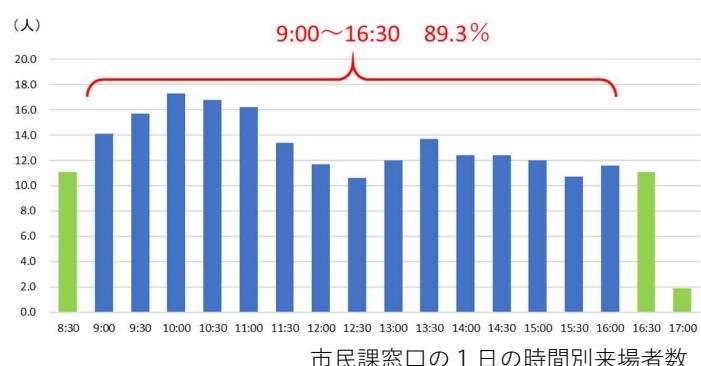
※庁内設置の多機能端末での発行は、窓口交付

の件数に含む



◇マイナンバーカードの保有率

82.7%（R7.5.1時点）



◇市民課の窓口への来場者の状況

約90%の人が、9:00～16:30に来場
(R6.9月～10月の2ヶ月の平均)



開庁時間の短縮と併せて、デジタル化を進め利便性を向上

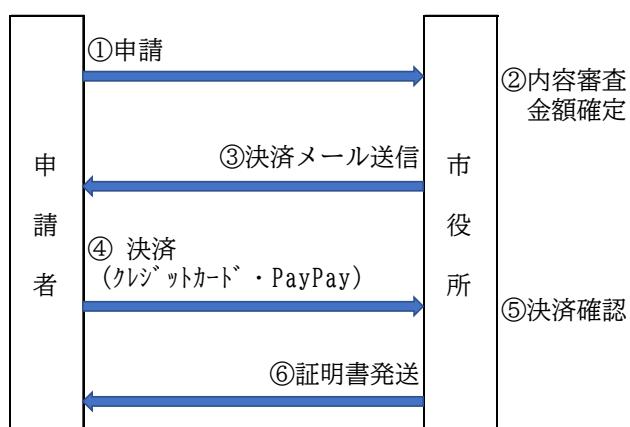
■ 市民サービスの向上と業務効率化を図るためDXを推進

コンビニ交付率が約4割となっていることや、市民課の窓口来庁者の約9割が9時から16時30分に来られていることなどを踏まえて開庁時間を短縮しますが、併せて市民サービスの維持・向上のため、デジタル技術を活用した業務改革を推進します。

◇行政手続きのオンライン化

法令等で必要な手続きを除き、市役所に「行かない」手続きを拡充します。

- ・【継続】転出届など147手続き(令和6年3月末時点)のオンライン申請を実施
- ・【継続】住民票の写し、印鑑登録証明書等の証明書のコンビニ交付サービスを引き続き実施
- ・【新規】7月から、市民課・課税課で交付している各種証明書のマイナンバーカードを利用したオンライン申請を開始予定。コンビニ交付サービスで取得できない証明書等を市役所に行かずして取得できます。交付手数料及び証明書の郵送代は、クレジットカード又はPayPayによるキャッシュレス決済です。



証明書のオンライン申請・郵送交付のイメージ

◇オンラインによる来庁予約の拡充

現在、おくやみサービス等で行っている、待たずに手続きが行えるオンラインによる来庁予約受付の対象手続きを拡充します。これにより、来庁しての手続きが必要な人が計画的に時間を過ごしていただくことが可能となり、利便性が向上するとともに、窓口においてもスムーズな窓口対応が可能となり窓口運営の効率化を図ります。

→既にオンラインで予約受付をしている市民課・健康課の手続きに加え、8課37手続きについてオンライン予約を受け付ける予定です。

■ 市民課の休日開庁も引き続き実施

平日に来られない人からの要望もあり、休日開庁を継続して実施します。

◇実施日

原則、偶数月の第4日曜日の午前と3月・4月の第2・第4日曜日の午前

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市人事課（課長 小澤、課長補佐 伊藤） ☎0743-74-1111(内線4250、4251)

生駒市デジタル化推進課・窓口DX推進室（課長 立田、室長 中谷） ☎0743-74-1111(内線4300、4301)